

一般社団法人富山県建築士事務所協会

富山県耐震診断等評定委員会設置規程

(目的)

第1条 既存建築物(公共、民間を問わず)の耐震性能を把握するため耐震診断を行った場合、診断方法が妥当であるか、また耐震補強計画が適正であるかを評定することを目的として(一社)富山県建築士事務所協会(以下「協会」と言う。)のなかに富山県耐震診断等評定委員会(以下「委員会」と言う。)を設置する。

(事業)

第2条 既存建築物の耐震診断・耐震補強計画の評定(以下「耐震診断等評定」と言う。)の申込みがあった場合、委員会を開催し、診断等の結果について内容の審査検討を行い評定書を発行する。

(委員会の構成)

第3条 1. 委員会の委員は大学教授等の学識経験者のほか、本会の構造関係識者で構成し、その数は8名以上とする。ただし評定対象が小規模な建築物又は建築物の部分(耐震診断上可分の建築物の部分に限る。)である場合においては、委員の数は5名以上とする。
2. 委員会の委員は本協会の会長が委嘱する。
3. 委員会には学識経験者による委員長1名、及び副委員長若干名を置くものとする。
4. 評定委員会には顧問を置くことができる。
5. 行政機関の職員及び評定依頼者を、この委員会にオブザーバーとして出席を求め意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第4条 1. 委員の任期は原則として2年とし、再任は妨げない。
2. 補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前任者又は現在の委員の在任期間とする。

(委員会の開催)

第5条 1. 委員会は必要に応じて委員長が招集する。
2. 委員会は委員長が議長となるが、委員長が不在の場合は副委員長がその職務を代行する。
3. 委員会の開催通知は本協会の事務局(以下「事務局」と言う。)において行う。
4. 北陸地域の共通性を考慮して必要に応じて石川、福井各県の事務所協会が設置した評定委員会と合同の評定委員会を開催する。

(評定の申込み)

第6条 1. 既存建築物の耐震診断評定の申込みは、耐震診断等評定申込書(様式1号)により、耐震診断等業務の受託契約後すみやかに行う。
2. 評定委員会の作業フロー等は、別に定める。

(受 付)

- 第7条 1. 耐震診断等の申込みの受付事務は、本協会の事務局において行う。
2. 事務局は、提出された資料を確認のうえ受理する。

(評定の報告)

- 第8条 1. 委員長は業務終了後、すみやかに耐震診断等評定書(様式2号)を(一社)富山県建築士事務所協会会長(以下、「会長」と言う。)に提出する。
2. 会長は提出のあった耐震診断等評定書を申込者に交付(様式3号)する。
3. 前項の評定書は本会に1部控えを保存する。

(守秘義務)

- 第9条 委員会の委員は検討事項に関連して知り得た資料、内容等を原則として第三者に漏洩、公表または活用してはならない。

(記 録)

- 第10条 委員会は委員会業務の記録を行い、事務局がこれを保管する。

(事業年度)

- 第11条 委員会の事業年度は1年間とし、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(小委員会)

- 第12条 延床面積が500㎡未満の建物(渡り廊下その他の運営規程に定めるもの)については、評定委員会の委員長と本会正会員の5名以上で構成する小委員会で評定を行えるものとする。
ただし、評定書の発行は、評定結果を全委員に報告した後とする。

(その他)

- 第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員会が別に定める。

付 則

- 制定 この規程は平成9年1月30日より施行する。
改訂 この規程は平成15年4月1日より施行する。
改訂 この規程は平成22年2月1日より施行する。
改訂 この規程は平成25年4月1日より施行する。